

雨水幹線線関係

区分地上権の設定について

本件土地には神戸市建設局下水道河川部所管の公共下水道雨水渠が埋設されています。今後、当該雨水渠の影響範囲について必要な部分を神戸市において分筆する予定です。分筆した土地には、所有権移転登記の際に神戸市を権利者とする区分地上権を設定させていただきます。登記予定の内容は次のとおりです。

目的	公共下水道雨水渠の所有
範囲	東京湾平均海面下3・80メートルから東京湾平均海面上13・14メートルの間
存続期間	公共下水道雨水渠の存続期間中
地代	無償
特約	1 東京湾平均海面下3・80メートルから東京湾平均海面上13・14メートルの間を掘削又は形質を変更しない。 2 公共下水道雨水渠の維持管理の障害となる建物及び工作物等を設置しない。
地上権者	神戸市

なお、土地売買契約の締結時には、区分地上権設定契約を併せて締結させていただきます。主な内容は次のとおりです。

- ・ 本件土地に対して権利を設定する場合は、神戸市に通知しなければならない。
- ・ 本件土地の東京湾平均海面下3・80メートルから東京湾平均海面上13・14メートルの間を掘削又は形質を変更しないこと。ただし、神戸市が認める場合はこの限りでない。
- ・ 本件土地に、当該雨水渠の維持管理の障害となる建物及び工作物等を設置しないこと。
- ・ 本件土地に、建物及び工作物等を設置しようとする者は、神戸市に設計及び工法について事前に協議すること。
- ・ 隣接地において掘削工事を行う場合は、事前に神戸市に近接施工協議を行い承認を得ること。

雨水幹線の位置及び区分地上権設定予定範囲は次図のとおりですが、今後の測量により、辺長及び地積は若干変更となる場合があります。

